

令和4年度 第6回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日（月） 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正亮
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市来 真吾
委員	10番	榮 米子
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	神田 三十志
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	田畑 則仁
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第24号 農業振興地域内農用地利用計画変更について
議案第25号 農業振興地域内農用地区域除外について
議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第27号 非農地証明願いの審議について
議案第28号 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和4年度第6回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立します。 それでは、会長より会務報告をお願いします。
議長	今月は、会務報告は特にありません。 これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、2番田尻委員、3番東委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番 竿津字泡袋〇〇5,013㎡を含む計10筆 30,969㎡、〇〇さんから相続により鹿児島市〇〇さん、令和4年4月15日相続、あっせん希望なしです。 以上です。
議長	ただ今の報告第7号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第7号は終わります。 次に、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。
事務局	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。 1番 大津勘字宮当〇〇 2,258㎡、沖縄県うるま市〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年9月12日、引き渡し日が令和4年9月13日です。 2番 屋者字東風平〇〇 2,062㎡、屋者〇〇さんから下平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年9月5日、引き渡し日が令和4年9月5日です。 以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 報告第8号について、ご質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)

議長	次に、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第22号について朗読】 議案第22号は、贈与2件です。 1番 徳時字阿宮川〇〇 674㎡、贈与。譲渡人 和泊町〇〇さん、譲受人 和泊町国頭〇〇さんです。 2番 大津勘字神野〇〇 5,755㎡を含む計3筆 11,625㎡、贈与。譲渡人 沖縄県うるま市〇〇さん、譲受人 徳時〇〇さんです。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
5番委員	1番、2番を説明します。 1番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、広く農業を営んでおり、機械等も揃っております。 2番 譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が離農したため、譲受人が作業委託をしながら、サトウキビ等を耕作することです。 ご審議をお願いします。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(なしの声あり)
議長	議案第22号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第22号は許可決定とします。 次に、議案第23号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第23-1号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 今月は利用権設定が6件です。 【議案第23-1号について朗読】 利用権の設定 1番1～6 田皆字儒地〇〇 1,310㎡を含む計6筆 15,666㎡ 使用貸借 10年間の新規設定となっています。

	2 番1～3 田皆字兼久〇〇 2,650㎡を含む計3筆 6,744㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 3 番1～7 下城字奥河田〇〇 1,251㎡を含む計7筆 16,371㎡ 賃貸借 5年間の再設定となっています。 4 番1～3 竿津字泡袋〇〇 5,013㎡を含む計3筆 7,419㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 5 番1～2 余多字川尻〇〇 4,408㎡を含む計2筆 7,953㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 6 番1～2 余多字波佐真〇〇 1,713㎡を含む計2筆 5,971㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 次に、議案第23-2号 中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。 1～2番 貸出者 竿津〇〇さん、竿津字登々美川〇〇 1,551㎡を含む計 2筆4,070㎡の6年間、配分予定者は余多〇〇さん、認定農業者です。 3～17番 貸出者 田皆〇〇さん、田皆字儒地〇〇 2,940㎡を含む計 4筆9,735㎡の6年間、配分予定者は住吉〇〇さん、認定農業者です。 15～16番 貸出者 住吉〇〇さん、住吉字板岩〇〇 3,417㎡を含む計15筆 38,834㎡の10年間、配分予定者は田皆〇〇さん、認定農業者です。 以上、農業経営基盤強化促進法 18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。 但し、4番については議事参与の制限に該当しますので、13番委員は退出をお願いします。 4 番を先に審議します。
	(13番委員退出)
事務局	4 番を説明します。 貸人と借人は知人です。 借人は、主にバレイショを作っており、機械等も揃っております。問題ないと思います。
議長	4 番について、ご質問はありませんか。
	(なしの声あり)
議長	議案第23-1号 4番に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第23-1号 4番については、許可決定とします。 順次、補足説明を続けてください。
	(13番委員入室)
9番委員	1番、2番を説明します。 1番 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、サトウキビとサトイモを作っており、機械等も揃っております。 畑については、サトウキビが植えてありました。 2番 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は認定新規就農者で、ゴーヤ、サトウキビを作っていく予定です。 機械類については、親の物を活用するとのことです。
10番委員	3番を説明します。 貸人と借人は知人です。 借人は、大規模にサトウキビを作っており、機械等も揃っております。期間満了による更新で、サトウキビを植える予定です。
13番委員	5番、6番を説明します。 貸人と借人は、それぞれ隣近所で、契約となりました。 5番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、主にバレイショを作っており、機械等も揃っております。 畑については、サトウキビが植えてありました。 6番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、主にバレイショを作っており、機械類も揃っております。
議長	ただいま地区担当委員から補足説明がありましたが、ご質問等があれば挙手をお願いします。
	(なしの声あり)
議長	それでは、議案第23号 知名町地区農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第23号は決定とします。 続きまして、議案第24号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第24号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、説明します。 申請人 新城〇〇さん、土地の表示 新城字外穴張〇〇畑2,704㎡、事業計画は、牛舎、その他(運動場、通路)です。施設の概要として、牛舎240㎡、その他 2,054㎡。所要面積として、牛舎650㎡、その他 2,054㎡です。資金調達計画として、建築費〇〇万円、自己資金〇〇円、補助金〇〇円です。 以上です。

議長	地区担当委員から補足説明があればお願いします。
1 1 番委員	特にありませんが、当該地には牧草が植えてあり、隣接地に牛舎があります。
議長	周辺には住宅はありませんか。
1 1 番委員	申請人と申請人の子の住宅のみです。
議長	それでは、議案第24号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	賛成多数ですので、議案第24号は承認とします。 次に、議案第25号 農業振興地域内農用地区域除外について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第25号 農業振興地域内農用地区域除外について、説明します。 申請人 知名 ○○、土地の表示 知名字モキ○○畑 595.00㎡、事業計画は、役場庁舎、付属棟、駐車場、通路、緑地、法面ほかです。施設の概要として、役場庁舎・付属棟 1,828.04㎡、駐車場 2,174.91㎡、その他 11,298.06㎡。所要面積として、役場庁舎・付属棟 1,828.04㎡、駐車場 2,174.91㎡、その他 11,298.06㎡です。資金調達計画として、取得費○○円、造成費○○円、建築費○○万円、その他○○円、自己資金○○円、融資○○円、補助金○○円、その他○○円です。 以上です。
議長	何かご質問があれば挙手をお願いします。
2 番委員	この後、議案第26-1号で転用の申請が上がっておりますが、同時に申請できるのですか。
事務局	農振除外の見込みがある案件については、同時に進めてよいとのことでした。
議長	他にありませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、議案第25号 農業振興地域内農用地区域除外について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第25号 農業振興地域内農用地区域除外については、承認します。 次に、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。 尚、議案第26-2号については、1 2 番委員は議事参与の制限により退出をお願いします。

事務局	議案第26-1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。 申請人転用事業者 知名 ○○、譲渡人 鹿児島市 ○○さん、土地の表示 知名字モキ○○畑 595.00㎡、事業計画は、役場庁舎、付属棟、駐車場、通路、緑地、法面ほかです。施設の概要として、役場庁舎・付属棟 1,828.04㎡、駐車場 2,174.91㎡、その他 11,298.06㎡。所要面積として、役場庁舎・付属棟 1,828.04㎡、駐車場 2,174.91㎡、その他 11,298.06㎡です。資金調達計画として、取得費○○円、造成費○○円、建築費○○万円、その他○○円、自己資金○○円、融資○○円、補助金○○円、その他○○円です。以上です。
議長	ご意見、ご質問はありませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、議案第26-1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第26-1号については、承認とします。次、議案第26-2号について、説明をお願いします。
事務局	議案第26-2号 説明します。 申請人 転用事業者 赤嶺 ○○さん、譲渡人 赤嶺 ○○さん、土地の表示 赤嶺字勘納○○畑 1,623.00㎡、事業計画は、運動場です。施設の概要として、運動場 1,623.00㎡、所要面積として、運動場 1,623.00㎡です。資金調達計画としては、字民の協力により不要とのことです。以上です。
議長	ご意見、ご質問はありませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、議案第26-2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第26-2号については、承認とします。次、議案第26-3号について、説明をお願いします。
事務局	議案第26-3号 説明します。 申請人 転用事業者 屋者 ○○さん、譲渡人 屋者 ○○さん、土地の表示 屋者字東風平○○畑 2,062㎡のうち271.73㎡、事業計画は、一般住宅です。施設の概要として、住宅 69.56㎡、所要面積として、住宅 271.73㎡です。資金調達計画としては、造成費○○円、建築費○○万円、その他○○円、自己資金○○円です。集落に接続しており、許可相当と思われます。以上です。

議長	ご意見、ご質問はありませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、議案第26-3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第26-3号については、承認とします。 次、議案第27号 非農地証明願いの審議について、説明をお願いします。
事務局	議案第27号 非農地証明願いの審議について、説明します。 申請人は、和泊町和泊〇〇さん、土地の表示は、徳時字阿宮川〇〇 畑 125㎡、阿宮川〇〇 畑 271㎡ 計396㎡です。 申し出の内容として、申請地は、10ha以上の広がりを持つ一団の農地の中に位置し、知名町農業振興地域農用地区域内です。 申請地は、長期にわたり非農地化された土地で、知名町農業振興地域農用地区域内農業用施設用地で、土地改良事業等の公共投資の対象となった農地ではなく、集団性のある優良農地内ではありません。 以上です。
議長	地区担当委員から補足説明があればお願いします。
5 番委員	当該地は、長い間物が置かれ荒れた状態です。
議長	何か、ご意見、ご質問はありませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、議案第27号 非農地証明願いの審議について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第27号については、承認とします。 次、議案第28号 あっせん委員の指名について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第28号 あっせん委員の指名について、説明します。 【議案第28号について朗読】 田皆字汐道〇〇 1,499㎡、所有者 岡山県倉敷市〇〇さん、売買で希望価格は10a当たり〇〇円です。 以上です。
議長	あっせん委員の指名ですが、こちらで指名してよろしいですか。
	(意義なしの声あり)
議長	田皆ですので、8 番池沢委員と 9 番市来委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。

	(異議なしの声あり)
議長	それでは、両委員よろしくお願いします。 以上で、第6回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 4 年 9 月 2 6 日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 田 尻 博 樹

署名委員 東 正 亮